

令和6・7年度建設工事入札参加資格者における北千葉広域水道企業団建設工事等入札参加業者資格審査基準第5条に定める等級の格付けについては、下表に定めるところにより行うものとする。

令和6年4月1日

(一式工事)

区分	土木一式	建築一式
A	900点以上	920点以上
B	700点以上 899点以下	770点以上 919点以下
C	630点以上 699点以下	670点以上 769点以下
D	629点以下	669点以下

(専門工事)

区分	ほ装工事	電気工事	管・その他の工事
A	740点以上	780点以上	700点以上
B	590点以上 739点以下	690点以上 779点以下	630点以上 699点以下
C	589点以下	689点以下	629点以下